



## 「道新みらい君・ウェルネット奨学金」募集要項

このたび、ウェルネット株式会社様から拠出して頂いた寄附金を原資として、経済的に困窮している道内4高専の学生を対象とした新たな奨学金制度「道新みらい君・ウェルネット奨学金」が創設されました。この奨学金は返還義務のない給付型のものであり、募集の概要等は以下のとおりです。

### 1. 募集の概要等

#### (1) 申請対象者

本科及び専攻科の正規学生で次のいずれかに該当する者

- ① 家計支持者の失業、破産、事故、病気、死亡、失踪等若しくは震災、風水害、火災その他の災害等により、家計が急変し、修学の継続が困難となり、緊急に支援が必要になった者
- ② 両親の離婚等家庭環境の急変により、新たな生活費用の発生や、犯罪等被害や住環境の急変など、やむを得ない理由による転居等の費用が生じた者
- ③ やむを得ない理由(原級留置等措置を含め)により、授業料免除(就学支援金を含む)の措置や日本学生支援機構の奨学金等を受けられず、授業料等が負担できない者
- ④ その他やむを得ない理由により生活の困窮度が高くなった者

#### (2) 支給条件等

- ① 学業成績は問いませんが、修学意志が強く、学校生活を意欲的に送っている学生であることとします。
- ② この奨学金は給付型であり返還の必要はありませんが、奨学生となる学生は特別な事由を除き「アルバイトなどを行うことなく学業に専念する」旨を書面で誓約することが条件となります。
- ③ 奨学生は、寄附者であるウェルネット株式会社様へ謝意を伝えること、進級時や受給終了後等において学業や生活状況に関するレポート提出等の義務があります。

#### (3) 支援内容

##### ① 緊急支援

(1)の①、②及び④の事由に該当する者に対して、一時金、授業料、諸納金や生活支援金等の必要額を支給します。

##### ② 通常支援

(1)の③及び④の事由に該当する者に対して、学生の経済状況に応じて授業料、諸納金や生活支援金等の必要額を支給します。なお、支給要件に該当し、授業料免除等の申請を行なっている者で不許可となった者にも遡って支給します。

##### ③ 支給額

一人当たり年額50万円を基本としますが、授業料免除の有無や国の就学支援制度による助成額、支援を必要とする額等を総合的に勘案し、支給額を決定します。

#### (4) 給付方法等

- ① 奨学金は、ウェルネット株式会社が(株)三井住友銀行と共同開発した「ネット de 受け取りサービス」により各高専が奨学生に代わって受領し、その後、奨学金を奨学生に支給します。
- ② 授業料や諸納金が未納である場合には、奨学生の承諾を得たうえで、本人が納入すべ

▶裏面へ続く

き授業料や諸納金に奨学金の全部または一部を充当する方法に代えることがあります。

- ③ 奨学金受領後は、各高専を通じて受領書を北海道新聞社会福祉振興基金(以下「道新基金」という。)に提出します。

(5) 申請方法等

- ① 申請については、原則として担任等を通じて受け付けます。  
② 申請にあたっては、以下の書類が必要となります。

(道新基金の「道内私立高校等奨学金(道新みらい君・ウェルネット基金)運営要領」に基づきます。)

- 1) 申請書
- 2) 誓約書
- 3) 推薦書
- 4) 生活中心者の源泉徴収票または市町村長が発行する所得証明書
- 5) 就学支援金通知書と授業料額を証明するものまたは滞納証明書
- 6) 上記に記載の書類のほか、受給を希望する奨学金額の費用別内訳が必要となります。

(6) 選考方法

学生からの申請に基づき、道内高専校長会議において審議のうえ推薦候補者を決定し、候補者が所属する各校校長が道新基金に推薦、道新基金評議員会が審査・決定します。

(7) 他の奨学金との関係

- ① 他奨学金との重複受給は妨げません。ただし、他の奨学金の支給条件によっては、本奨学金との重複受給が認められない場合がありますので、注意してください。
- ② 生活保護世帯については、本奨学金と生活保護給付金との関係について、各自で確認してください。

(8) 給付の廃止

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を廃止します。なお、奨学金の給付を廃止した場合には、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- ① 休学(留学、病気等によりやむを得ない場合を除く。)したとき
- ② 退学又は修了したとき
- ③ 非違行為を行い、懲戒処分を受けたとき
- ④ 申請書類に虚偽の記載があったとき
- ⑤ 奨学金受給の辞退の申し出があったとき
- ⑥ その他奨学金の給付が適当でないと認められるとき

2. 問い合わせ先

各高専の学生課・奨学金担当

▽ウェルネット株式会社(英文名 WELLNET CORPORATION)について

1983年、LPガス販売の一高たかはし(札幌市)のグループ会社として設立。1996年、グループ内で新規事業開発を担う社内ベンチャーとして経営を刷新、商号を「ウェルネット」に変更し、新規事業開発に意欲的に取り組む。KIOSK端末、POS端末、銀行ATM、ネットバンク、クレジットカード、電子マネーなど様々な決済ツールをワンストップで提供、決済のデファクトスタンダードとして日本のeコマースを支えている。2014年12月19日に東証一部上場。

- ・資本金:6億6,778万円(2014.12.19現在)
- ・代表取締役社長:宮澤一洋
- ・本社所在地:東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF 日比谷ビル 26階
- ・札幌事業所:札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号
- ・URL:<http://www.well-net.jp/>